

共同実施だより



第 95 号
令和 2 年 6 月 日 発行
山武市学校事務共同実施
山武市教育委員会

あじさいが美しく咲く季節になりましたが、皆さま、いかがお過ごしでしょうか。

さて、今回の共同実施だよりは「住民税」「児童手当」「手当の事後確認」についてです。提出期限があるものについて、期限内提出をよろしくお願ひします。



住民税について

都道府県民税と市区町村民税を合わせて
住民税といいます。

前年分の所得（1月1日～12月31日）に基づき、当年1月1日現在の居住市町村から徴収されます。

基本的には、給与から天引きして納付となります。（この方法を特別徴収といいます）

市町村より発行される、**令和2年度給与所得…特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者）**を配付しますので確認をお願いします。

税額に関する内訳

市町村民税	税額控除額④	所得割額⑤	均等割額⑥
道府県民税	税額控除額④	所得割額⑤	均等割額⑥
特別徴収税額⑧	控除不足額⑨	既納付額⑩	差引納付額⑪⑫⑬⑭
変更前税額⑮	増減額⑯⑰	変更月	月

受給者番号 氏名 指定番号
住所 町名番号

平成 年 月 日 月額納付額 市町村民長 氏名

納付額	6月分	9月分	12月分	3月分
	7月分	10月分	1月分	4月分
	8月分	11月分	2月分	5月分

問合せ先

※納期の時期は当年6月から翌年5月まで

児童手当について



1 対象者 中学校卒業までの児童を養育し、かつ、これと生計を同じくする父又は母等

2 支給額 3歳未満、第3子以降は小学生まで……………1万5千円
3歳～小学生（第1・2子）……………1万円
中学生……………1万円
※6・10・2月の給与支給日に口座振込（4ヶ月分ずつ）



～毎年6月は児童手当の現況届の提出が必要となります～

3 提出書類

- ① 現況届（事務が用意します）
 - ② 児童手当用の令和2年度所得証明書（マイナンバーの記載のないもの
→R1.1.1時点の居住市区町村の税務課でもらいます。）
 - ③ 配偶者に収入がある場合 → 配偶者の源泉徴収票 または 所得証明書
- ※ただし②③についてはマイナンバー制度による情報連携に同意している場合、不要です。
取得する前に事務に確認をしてください。

6月 日（ ）まで に事務職員へ提出してください。

※お住まいの市町村によって、令和2年度（令和元年の所得等が記載）の取得可能日が異なります。合わせて、後述する扶養手当の事後確認に必要な証明書もありますので、一緒に取得しておきましょう。

手当の事後確認について



事後確認は、手当を受給している職員が認定の要件を備えているか、毎月の手当額が適正であるかということを確認するものです。毎年行うことになっておりますので、ご協力をお願いします。なお、通勤手当につきましては9月末までには確認させていただく予定です。

扶養手当事後確認

- 1 対象者 扶養手当を受給している職員
- 2 提出書類 扶養手当事後確認現況届（対象者全員）

アルバイトなどをしている被扶養者がいる場合は、給与明細等を保管しておいてください！

	被扶養者の年齢や区分	必要な書類
子・弟妹・孫等	0～15歳（中学3年生まで）	なし
	高校1年生	学生証又は身分証明書の写し
	高校2～3年生	在学証明書（但し毎年学生証が発行される場合は学生証でも可）
	大学生又は専門学校生（前年度が全日制の高校生）	在学証明書又は身分証明書の写し
	大学生又は専門学校生（上記以外の者）	令和2年度所得証明書(令和元年分所得)
配偶者		令和2年度所得証明書(令和元年分所得)
父母・祖父母等		令和2年分所得証明書(令和元年分所得)と年金額改定通知書の写し

※不安定収入者・扶養親族でない配偶者・別居親族を扶養している場合は、上記以外に必要な書類がありますので、個別にお知らせいたします。



住居手当事後確認

- 1 対象者 住居手当を受給している職員
- 2 提出書類
 - ・「住居手当事後確認現況届（借家用）」
 - ・最新の契約書の写し
 - ・直近の家賃の領収書の写し



扶養手当及び住居手当の事後確認に係る提出書類の提出期限は 月 日()までです。



●給与・旅費の支給日について●
6月17日(水) 旅費支給日
6月19日(金) 6月分の給与・児童手当支給日
6月30日(火) 期末勤勉手当支給日